

スポーツ委員会に関する細則

この「スポーツ委員会に関する細則」は、日本気球連盟会則 4-3-1)、5-4 に基づき日本気球連盟理事会が定めたものである。

1980年10月19日「熱気球日本ランキング規定」施行
1994年4月22日「スポーツ委員会に関する細則」に改正
1994年5月1日 改正
1996年10月27日 改正
1997年1月1日 改正
2013年1月27日 改正
2014年1月26日 改正

第1章 目的

- 1-1 スポーツ委員会（以下「委員会」という）は、気球の分野における航空スポーツの振興のために必要と思われる事項について、調査・研究及び運営を行う。
- 1-2 委員会は、日本気球連盟の会員が気球の競技、記録飛行並びに気球大会を行うにあたって、その活動を支援する。
- 1-3 委員会は日本気球連盟会則・FAI Sporting Code を活動の基準とする。

第2章 構成

- 2-1 委員会は、スポーツ委員長（以下「委員長」という）1名とスポーツ副委員長1名並びにスポーツ委員（以下「副委員長」および「委員」という）若干名をもって構成する。
- 2-2 委員長は、日本気球連盟理事長が任命する。
- 2-3 副委員長および委員は、永年に渡り連盟の目的・内容・組織等に精通している者から、委員長が任命する。
- 2-4 副委員長および委員の任期は、1年とする。ただし、再選を妨げない。
- 2-5 委員会は、必要に応じて、専門部会もしくは専門小委員会を設置することができる。これらの部会もしくは小委員会は、委員長直属とし、委員長が管理する。

第3章 業務

- 3-1 委員会は、委員長が必要と認めたときに委員長がこれを招集する。
 - 1) 日本国内の気球大会の公認に関すること。
 - 2) 日本国内の気球大会の支援に関すること。
 - 3) 日本国内の気球競技に関すること。
 - 4) FAI の定める国際選手権の日本代表選手の選考に関すること。
 - 5) 競技に関係する役員、競技オブザーバーの育成に関すること。
 - 6) 日本気球連盟会員の気球記録飛行の記録管理、支援に関すること。
 - 7) 気球記録飛行の記録オブザーバーの育成に関すること。
 - 8) スポーツ委員会の業務に関係した海外の情報に対応すること。
 - 9) 公認大会の記録の管理に関すること。
 - 10) 上記に付帯する一切の業務に関すること。
- 3-2 スポーツ委員会の議事については議事録を作成し保存する。

JBF-2017

附則

この細則は、2014年1月26日より施行する。